

令和4年2月24日

新城市長 下 江 洋 行 様

新城市男女共同参画審議会
会長 鄭 智 允

新城市の男女共同参画施策について（答申）

令和3年7月13日付け新ま7・1・9で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

諮問事項1

「男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画の実施状況の点検及び評価に関すること」

このことについては、新城市パートナープランに掲げる基本目標に分類される各施策について、令和2年度実績報告及び令和3年度実施計画の提出を求め、審議を行った。

今年度は、新城市パートナープランの初年度の評価点検として、今後の目標の達成につながる大事な時期であると捉えている。計画全体の進捗を検証し、目標達成に向けて、掲げる目標ごとに意見を以下のとおりまとめた。

基本目標1 男女共同参画社会についての意識改革、人権の尊重

施策の方向(4) あらゆる暴力の根絶

DVや虐待は、被害者への重大な人権侵害であるとともに、男女共同参画社会の実現を妨げるものである。

コロナ禍により家の中にいる時間が増えることで、全国的にDVや虐待が増加している。また、高齢者や障害者、児童に対するの虐待は、特に発見が遅くなるとも言われている。関連組織の連携が進み、対応力が充実することで効果・成果があらわれている一方、より複雑で深刻な相談ケースも増えている。

DVや虐待というものが身近な所でも起きているということを皆が知ることが、防止の第一歩になる。継続的な啓発活動により、相談窓口の周知徹底を図ることで、相談のハードルを下げることを求めるとともに、支援体制の整備を行い、全ての人の人権を守るための取り組みがなされることを期待する。

基本目標2 家庭・地域等あらゆる場で男女が共に参画できるまちづくりの推進

施策の方向(1) 家庭生活への男女共同参画の促進

従来の仕事中心の生き方ではなく、男女が共に育児や介護など家庭内の仕事について役割を分かち合うために、家庭における固定的な性別役割分担意識を変えることが重要である。

共育の日やはぐみんデーなどの男性向けの啓発活動を継続しながら、より多くの人が参加しやすい体験的なイベントの開催を考える必要がある。

男性の学校行事等への参加や育児・介護への参加を働きかけ、理解の促進を図るために、先進例に学びつつ、知識や技術の習得の支援を継続することを求める。

基本目標3 就業の場での女性の活躍促進

施策の方向(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

男女が共に就業の場で活躍するためには、それぞれのライフスタイルに対応した多様で柔軟な働き方の導入が求められる。

男性の育児休業の取得は少しずつ増えてはいても、1か月や2か月の短期間にとどまるのが実情である。男性の育児休業の取得率向上の妨げになっている要因のひとつに、休業期間中の所得の減少がある。育児休業、産前産後休業を完全な休業として取り扱うのではなく、在宅で働きながら育児を行うなど、子育てをしながらでも収入が保証されるような制度を設けることで、男性の育児休業の取得率の向上だけでなく、女性の職場復帰の一助にもなると考える。

育児においても介護においても、コロナ禍で今まで以上に問題が浮き彫りになっている。また同時に、仕事と生活の新しい形も生まれ始めている。それぞれに合った働き方ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいただきたい。

基本目標4 生涯にわたる心身の健康と生活の充実

施策の方向(2) 生活に困難を抱える世帯へ支援

人口減少・高齢化が進行する中、孤立しがちな高齢者や障がい者、ひとり親家庭が安心安全な暮らしを続けるためには、各機関の連携による力強いセーフティネットの構築が求められる。同時に、地域住民による助け合いのネットワークづくりと相互の連携が必要になる。

当事者にならないと分からない苦労や困難を把握し、それぞれの実情にあった、きめ細やかな支援が行き渡るような仕組み作りを進めていただきたい。

共通事項

令和2年度は新都市パートナープランの初年度でありながら、新型コロナウイルス

感染症の感染拡大により、多くの事業が中止や変更を余儀なくされてきた。また、生活様式の急変による新たな問題も生まれている。

そのような状況の中で男女共同参画を推進していくためには、具体的な計画を立てて着実に実行していくほか、横のつながりというものが重要になると考える。限られた機会の中で効率的に事業を進めていくこと。より踏み込んだ内容の事業を実施すること。そのために、他の機関・部署との連携や地域との協働を強化し、成果を出していくことが求められる。

男女共同参画社会の実現のために、新城市パートナープランが着実に達成されるよう取り組んでいただきたい。

諮問事項 2

「パートナーシップ宣誓制度のあり方に関すること」

すべての人の人権が尊重されるためには、お互いの多様性を認め合い、性別や年齢、人種にとらわれず活躍できる社会をつくることが重要である。

イラストや色などにより性別が強調・固定化されるケースは未だよく見られ、性的少数者への関心も徐々に高まってはいるものの、一般的にはまだ認知度が低いのが実情である。性的少数者の置かれる状況が社会全体に広まり、理解が深まるにはまだ時間がかかると予想される。そうした状況において、重要なのはニーズがあるかどうかではなく、性的少数者が暮らしやすくするための環境整備である。

現在、全国で100以上の自治体がパートナーシップに関する制度を導入している。今後は、新城だけでなく、東三河全体として足並みを揃えて取り組むことで、性的少数者の方が、社会をつくる一員として暮らしやすい社会になることを期待する。

声を届けにくい性的少数者の方の意見をしっかりと酌み取って反映し、性的少数者の方が利用しやすい制度になるよう取り組んでいただきたい。

おわりに

新型コロナウイルス感染症は、社会に大きな影響をもたらした。特に人と人との関わり方は様々な制限によって変化し、今までにない局面を迎えている。高齢者や障がい者、LGBT等の性的少数者、外国人など、孤立しがちな立場の方たちへの支援はもちろんのこと、個人を尊重し、互いの多様性を認め合う人づくり・地域づくりが、豊かな人間性と社会を創っていくことにつながる。

そのような中で、パートナーシップ宣誓制度が導入されることは、新城市の男女共同参画にとって大きな一歩である。性的少数者に対する理解を深め、差別のない社会を実現していくことが、より広い意味でのパートナーシップを社会に根付かせる契機になることを期待する。